公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年11月4日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：エチオピア国都市計画開発および都市化のための能力開発プロジェクト

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：エチオピア国都市計画開発および都市化のための能力開発プロジェクト

調達管理番号：26a00778

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026年11月4日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．　競争に付する事項

（１）業務名称：エチオピア国都市計画開発および都市化のための能力開発プロジェクト

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

（〇）「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

（４）契約履行期間（予定）：2027年2月　～　2030年1月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。契約履行期間の分割の結果、各期の契約履行期間が12か月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

（５）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

履行期間を36か月未満と仮定した場合は以下となります。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の１３％を限度とする。

２）第２回（契約締結後13か月以降）：契約金額の１３％を限度とする。
３）第３回（契約締結後25か月以降）：契約金額の１３％を限度とする。

（６）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[1]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）2027 年度（2027 年 8 月頃）
２）2028 年度（2028 年 8 月頃）
３）2029 年度（2029 年 8 月頃）

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

社会基盤部　都市・地域開発グループ　第2チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年11月10日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年11月11日　12時まで
3	質問への回答	2026年11月16日　まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2026年11月30日　12時まで
5	プレゼンテーション	本件では行いません。
6	評価結果の通知	2026年12月9日まで
7	技術評価説明の申込（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023年7月公示から変更となりました。

[1] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

３． 競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

５． 企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/wGZhhL5Pr6

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記２．（３）日程の期日までに以下のJICAウェブサイト上に掲示します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

１）プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「26a00123_○○株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（https://partner.jica.go.jp/）
（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙４の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（２）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点後の評価点）について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

８． 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章 特記仕様書案

【１】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第３章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの**目標、成果、主な活動に対して**、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	国土の均衡ある発展に向け、地方中核都市の開発促進・管理に係る能力強化を図るべく、「TOD（公共交通指向型開発）」、「スマートシティ」及び「都市データ管理」の3テーマに係る指導者育成研修（ToT）について、効果的、効率的かつ持続可能な実施方法及びコンテンツ案を提案すること。	第3条2 （2）、（3）及び（7）
2	各パイロット都市で実施する小規模な試行を通じた実践研修の具体的な実施方法及びコンテンツ案を提案すること。	第3条2 （4）及び（6）
3	本プロジェクト終了後も相手国側が研修を継続し、実践研修で得られた成果・手法を他都市に展開・普及できるよう、研修プログラムの改善方法とその内容を提案すること。	第3条2 （5）及び（7）

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
  ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第３章「２.業務実施上の条件」参照）。
  ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第１章「３.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【２】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第１条　業務の目的

「第２条　業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第３条　実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第４条　業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第２条　業務の背景

別紙１「案件概要表」のとおり。

・詳細計画策定調査実施時期：2026年2月

・RD署名：2026年8月19日

☒別紙１「案件概要表」と本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【２】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第３条　実施方針及び留意事項

１．共通留意事項

別紙２「共通留意事項」のとおり。

２．本業務に係る実施方針及び留意事項

（１）本プロジェクトの狙い

本プロジェクトは、都市・インフラ省（Ministry of Urban and Infrastructure。以下「MoUI」という。）、州都市計画機構（Regional Urban Planning Institutes。以下「RUPI」という。）、州都市計画局及び対象都市の行政官等の都市開発に関する研修実施能力を強化し、地方中核都市における都市計画の策定促進及び都市化の管理向上に寄与するものである。

本プロジェクトでは、「TOD（公共交通指向型開発）」、「スマートシティ」及び「都市データ管理」をテーマとした研修実施能力の強化を図り、パイロット都市においては、それら研修を踏まえ、具体の都市課題解決、実践を試行する。各研修教材、研修プログラム開発においては、エチオピアの政策、都市課題を踏まえて行う。

受注者は、カウンターパート（以下「C/P」という。）と協働し、指導者育成研修（Training of Trainers。以下「ToT」という。）による指導者の能力強化、対象9州に位置する9都市のうち選定された3つのパイロット都市における実践研修及びMoUIの研修プログラムの改定を行う。

受注者はToTにより中央及び州レベルの指導者を育成し、育成された指導者がカスケード方式で各州において研修を実施する。受注者は各州での研修を側面支援し、指導者のさらなる能力向上を図るとともに、その実施結果を踏まえて研修教材や研修プログラムの改善・更新を行う。パイロット都市では受注者が主導して実践的な研修を実施し、指導者も参加することで実務能力の向上を図る。さらに、パイロット都市で得られた経験や教訓について、経験共有セミナーを通じてパイロット都市が位置する州以外の対象州へ展開する。これらToT、州内研修、パイロット都市での実践的研修及び経験共有の成果を総合的に活用し、MoUIの3か年研修計画の改定・改善へフィードバックといった、それぞれの活動が連関して行えるような全体プログラムを構成するように留意する。

（２）エチオピアの政策・取組及び都市課題に基づく教材作成及び３テーマに関する留意点

ア．関連政策・指針及び既存教材の活用

受注者は、ToT及びパイロット都市の実践研修に共通するテーマとして、「TOD」、「スマートシティ」及び「都市データ管理」の3テーマを扱うものとする。また、ToT及びパイロット都市の実践研修の教材作成及び研修実施に当たっては、「Digital Ethiopia 2030」、MoUIの「Smart City Strategy」、「Urban Observatory（都市観測）」等、各テーマに関係するエチオピア政府の既存政策、方針、ガイドライン等をレビューの上、各研修教材、研修プログラム開発を行う。

ToT及びパイロット都市の実践研修において、アディスアベバ等の国内の取組を事例として取り上げる場合は、成果に加え、課題及び地方中核都市への適用性を検証し、具体の中核都市での適用、活用ができるように留意し、教材や研修プログラム開発を行う。日本の事例を扱う場合は、エチオピアの取組を補完する知識・手法として、制度、実施体制及び運用条件の相違を踏まえて活用する。アフリカにおける都市計画・都市開発手法の最新動向を踏まえ、エチオピア政府の取り組みを改善・促進するような進め方が望ましい。

イ．各テーマで取り扱う事項

① TOD

詳細計画策定調査では、C/Pから公共交通用地の確保や交通結節点整備における周辺開発との一体的調整等に関する知見の習得に関心が示されている。研修プログラム作成に当たっては、このC/Pの関心事項、エチオピアの地方中核都市の特性や環境、政策を踏まえた内容とすることに留意する。

なお、パイロット都市においては、上述当該都市の課題分析を踏まえつつ、モデルプランニングや住民参加型アプローチの手法の導入や、ジェンダー主流化、気候変動対策等の横断的課題への効果的な対応に資する実践研修を行う。

② スマートシティ

MoUIの「Smart City Strategy」では、ICT、DX等を活用した効率的で利用しやすい自治体サービスの提供、住民参加の促進、交通の改善及び生活の質の向上等が取り上げられている。この方針を踏まえ、研修プログラム作成に当たっては、地方中核都市の公共サービス及び社会インフラの運営・管理上

の課題に応じた技術・手法の選択と、その導入・運用の進め方を扱う。期待される改善効果に加え、利用可能なデータ、通信・電力等の条件、導入・運用費用及び担当機関の運用能力を踏まえ、各都市で継続して利用できる方法を検討する内容とすることに留意する。

なお、パイロット都市においては、当該都市の具体の課題分析を踏まえつつ、モデルプランニングや住民参加型アプローチの手法導入や、ジェンダー主流化、気候変動対策等の横断的課題への効果的な対応に資する実践研修を行う。

③ 都市データ管理

MoUIの「Guideline to Establish Urban Observatory in Ethiopia」等では、持続可能な都市発展のモニタリングを支えるため、都市に関する指標及び地理空間情報の活用を進め、都市・州・国の各段階でデータを共有する方向性が示されている。このため、それを踏まえつつ、各都市の課題解決につながるための現状の都市データ管理の課題を整理し、改善に向けた研修プログラムを開発する。

なお、パイロット都市においては、当該都市の具体の課題分析を踏まえつつ、モデルプランニングや住民参加型アプローチの手法導入や、ジェンダー主流化、気候変動対策等の横断的課題への対応に資する実践研修を行う[2]。なお、実践研修に伴う具体的な作業の範囲は、第3条2.（4）及び（6）による。

（３）「成果 1:MoUI、RUPI、及び州都市計画局における指導者の能力が強化される。」の実施方針

ア．研修内容及び教材の開発

受注者は、先行プロジェクト後の教材利活用・研修実績及び改善状況、MoUIの研修計画並びに関連政策・指針、予算手当、実施・モニタリング体制をレビューする。研修対象者、研修内容、回数・頻度、実施方法及び実施体制に関する課題をMoUI、RUPI及び州都市計画局と確認し、必要に応じて対象都市の職員や研修受講者からも意見を聴取する。

これらを踏まえ、地方中核都市の行政官が「TOD」、「スマートシティ」及び「都市データ管理」の各テーマとする研修にて習得すべき知識・手法、指導者

[2] 現時点では、単一テーマのToTの実施後、そのテーマに関連したパイロット都市における実践研修を想定しているが、より効果・効率的な実施方法がある場合にはこれに限るものではない。

として習得すべき内容、自己研鑽の内容を整理し、各回の研修目標及び研修プログラムをC/Pと設定する。

ToT用教材は、専門知識に加え、研修の計画、教材作成・改訂、演習の進行、受講者への助言及び研修評価等、研修の企画・運営に関する知識・手法を含むものとし、C/Pと共同で開発する。エチオピア国内において各地方都市で利活用できる共通の説明・演習を基本とし、実践研修で得られた知見・フィードバックを事例及び指導上の留意事項として反映する。既存ガイドライン等の改訂が必要な場合、同ガイドライン等を所管する機関の改定手続を確認した上で取りまとめるものとする。

イ．ToTの実施

受注者は、MoUI職員約10名並びに対象9州の6つのRUPI及び3つの州都市計画局から各1名の計約19名を対象として、ToTを3回実施する。

講義、演習、模擬指導及び実践研修の振り返り等を組み合わせ、各回の研修内容、3テーマの配分及び実施方法を設定する。各回の間に州内研修又は実践研修で得られた経験をレビューし、次回の研修及び教材の改善に反映する。

開催場所はアディスアベバを暫定的に想定し、参加者の移動、安全、研修環境及び費用を踏まえてC/P及び発注者と協議し、第1回の合同調整委員会（以下「JCC」という。）で決定する。費用の節減及びJICAの既存の協力資産の活用促進の観点から、カイゼンセンター等の既存施設についても、活用の適否を検討する。また、ToTの研修プログラムの策定にあたっては、現在アディスアベバで実施中の「カイゼン広域普及」における人材育成を通じて得られた知見等を確認の上で取りまとめるものとする。

ウ．指導者による州内研修の実施支援

別紙1に掲げる対象9州の指導者が、開発した教材を用いて州内の地方都市の職員等を対象とする研修を企画・実施する。この州内研修は、第3条2.（4）の3つのパイロット都市で行う実践研修とは異なる位置づけで実施する。

州内研修は州側の主体的な実施を基本とする。受注者は、州政府による研修計画、教材の適用及び研修の評価方法について助言し、実施記録及び実施後の報告を踏まえて次のToTの改善の参考とする。受注者による州内研修の直接実施や、現地での実施状況のモニタリングを前提とするものではない。

MoUIと州との年次の覚書、州からMoUIへの受講者名簿・教材の提出及びMoUI職員による実施状況・研修品質の確認等、既存のToTの仕組みについてレビューし、同結果を踏まえて報告・助言の方法を定める。

（４）「成果２：パイロット都市の行政官等による都市開発の実施能力が強化される。」の実施方針

ア．パイロット都市での実践研修の基本方針

受注者は3つのパイロット都市において、「TOD」、「スマートシティ」及び「都市データ管理」に関連した実際の都市課題を題材とする実践研修をC/Pとの共同作業により実施する。C/Pが課題の把握、対応策の実践及び効果の確認を経験し、関係者との調整能力を高められるよう、受注者の指導・助言の下で各作業に段階的に参加する方法を設定する。

実践研修は、各パイロット都市2回（各回2週間程度）ｘ3都市＝6回を予定しているが、受注者はその全てに現地活動を必須としない[3]。

実践研修には、都市計画担当部局に加え、活動内容に応じて関係部局、住民・利用者等の参画を得る。また、C/Pが活動の実施に必要な役割分担、関係者との調整及び手続を学べるよう支援する。

実践研修では、各テーマに関する知識・手法を学ぶことに加え、都市課題の改善に向けた小規模な活動（以下「小規模な試行」という。）を実際に行い、短期間で目に見える成果を得ることに加え今後の持続性とさらなる展開ができる形を目指す。あわせて、今後のインフラ整備に向けた検討に活用するため、下記エ.に示す優先インフラリストを別途作成する。

イ．パイロット都市及び対象地区の選定

受注者は、対象9都市の中から、以下の条件を踏まえて3都市及び各都市の対象地区を提案し、発注者及びC/Pとの協議を経て選定する。

① TOD、スマートシティ又は都市データ管理の取組を推進している、または推進する計画や意向があること。
② 既存の都市開発・インフラ計画等を踏まえ、関連するインフラ、施設又は機材等のマネジメントの向上や改善に取り組んでいる、もしくは取り組む計画や意向があること。
③ JICA の安全管理上の条件に従い、業務従事者がアクセスできる地域であること。

併せて、課題の具体性、C/Pの参加・協働体制、既存データの利用可能性、事業実施に向けた関係部局との調整の見通し及び他都市への研修成果の展開可能性を確認する。選定結果及びその理由を記録する。

[3] カウンターパート自身による自律的な活動を促すほか、現地傭人等を活用するなど、効果的、効率的な研修プログラム運営方法、アプローチをプロポーザルで提案すること。

ウ．実践研修及び小規模な試行の実施

選定された各パイロット都市について、「TOD」、「スマートシティ」及び「都市データ管理」に関連した対象地区、課題、研修で習得する内容、必要な調査・分析、成果品、参加者の役割及び工程を設定する[4]。

実践研修用教材は（3）でのToT用教材を基礎とし、当該都市の課題及び小規模な試行[5]に用いる資料・作業手順を加えて作成する。

なお、都市課題の解決には行政のみならず、市民の理解・協力及び民間事業者の参画が不可欠であることから、将来的な持続性や展開可能性を見据え、関係部局に加え、住民、利用者、民間事業者等の意向にも配慮した形で実施する。

小規模な試行に必要な情報収集等は、必要な範囲に限って行う。また、その実施に当たっては、C/P及び関係者と調整し、安全、必要な許可、住民等への影響及び終了後の取扱いを確認する。

エ．優先インフラリストの作成

受注者は、小規模な試行とは別に、各パイロット都市の基礎的なインフラ整備ニーズを、既存資料及び関係部局への聞き取り等をもとに整理する。必要に応じて簡易な調査を行い、C/P及び発注者と協議の上、既存計画との整合性、必要性及び期待される成果等を踏まえ、各都市最大5件程度の事業候補を選定し、優先順位付けを行う。その検討にあたっては、住民・利用者の意向及び気候・災害リスク等についても留意する。

優先インフラリストには、事業候補の概要、位置、必要性、期待される成果及び優先順位の判断理由を記載する。概算費用、実施主体、財源候補、用地・環境影響を含む主な実施条件および本邦技術の適用可能性等は、把握できる範囲で整理し、今後の協力・事業検討の参考資料として取りまとめる。各候補の詳細調査や詳細な費用積算は求めない。

オ．小規模な試行の成果・効果のとりまとめ

小規模な試行で得られた成果・効果、実施上の課題及び関係者との調整から得られた教訓を取りまとめる。

---

[4] 上記ア.に示す2回の実践研修及び実施体制を前提として、各回の規模、日程、内容、ToT参加者の関与方法並びに現地コンサルタントの支援内容をプロポーザルで提案すること。

[5] 小規模な試行は各都市の課題及び実施体制を踏まえ、短期間かつ限られた投入で、改善効果や実施上の課題を確認できる内容をプロポーザルで提案すること。

小規模な試行の成果・効果は、活動内容に応じた実施前後の比較、記録又は関係者への聞き取り等により確認し、期待した効果が得られなかった事項も含め、今後の継続・改善に必要な事項を整理する。

なお、本業務において詳細な環境社会配慮調査を追加するものではない。

カ．資金協力等による事業実施に向けた検討

試行結果を踏まえ、今後のインフラ整備等の事業につながる見込みがある場合は、発注者及びC/Pと協議し、提案内容及び次段階で必要な対応を事業概要案等に整理する。発注者又は他の開発協力機関等による協力の検討に活用することを念頭に、利用目的に応じた内容となるよう発注者と協議の上決定する。

キ．経験共有セミナー

パイロット都市がMoUIの協力を得て、実践研修の成果を他の対象6都市に共有するため、プロジェクト期間中に経験共有セミナーを1回開催する。受注者は、その企画及び実施を支援する[6]。

参加対象は、MoUI、対象9州の6つのRUPI及び3つの州都市計画局並びに対象9都市の関係者とする。開催地はアディスアベバを暫定的に想定する。開催日数は、3日間とする。

各パイロット都市の小規模な試行の成果・効果及び教訓、優先インフラリスト等を共有し、他都市での研修や実践への活用方法を検討できる内容とする。

（５）成果３：「MoUI の３ヶ年研修計画に資する研修プログラムが改定される。」の実施方針

ア．現行計画及び実施上の課題の確認

受注者は、現行のMoUIの研修計画の方針、対象、研修内容、実績、予算、人員、機材、教材及びモニタリング方法をレビューする。指導者の配置・定着、州内研修の実施状況及び地方都市に共通する研修上の課題をC/Pと整理し、成果1及び成果2の実施結果を踏まえて改善事項を取りまとめる。

イ．研修プログラムの改善案及び次期計画への提言

受注者は、ToT、指導者による州内研修、パイロット都市での実践研修及び本邦研修の結果を踏まえ、研修方針、目標、内容、実施方法、教材、指導者育成、必要な人員・予算・機材並びにモニタリング・評価の改善案を作成する。

[6] 本プロジェクトの経験共有セミナーに係るC/Pの旅費、宿泊費及び日当は、日本側負担を前提とする。これらの費用の負担対象は最大40名とする。

本プロジェクト終了後も相手国側が研修を継続し、実践研修で得られた成果・手法を他都市に展開・普及できるようなものとする[7]。

MoUIの次期研修計画の策定及び予算要求の時期を業務初期に確認し、2029年からの計画に反映できるよう提言を段階的に取りまとめる。プロジェクト終盤に得られる知見は追加的な改善事項として整理し、改定した研修プログラム、教材等の管理主体及び更新方法をC/Pと確認する。

（6）簡易調査の範囲の設定、現地リソース及び関連事業の活用

ア．現地リソースの活用及び品質管理

現地傭人等は、実施機関側が主導する第2回の実践研修、小規模な試行及び必要に応じて行う簡易調査を技術面から支援する。具体的な作業は、研修及び小規模な試行の内容に応じて定める[8]。

活動全体の設計、現地傭人等への伝達・管理、及び成果品の品質管理は、受注者の責任において行う。

現地大学等の活用についても、調査、演習または小規模な試行に必要な専門性及び協力体制を踏まえて検討する。

イ．現地不在期間の支援及び安全上の制約への対応

各業務従事者が現地に不在となる期間についても、現地傭人等との連絡体制、C/Pへの助言、作業結果の確認及び課題への対応方法を整える。安全上の制約により活動方法を変更する場合には、発注者と協議し、対象者の安全、研修効果及び調査品質を確保する。

ウ．関連事業の活用及び連携可能性の検討

研修内容の検討に当たっては、先行プロジェクト及び関連機関が作成した教材、ガイドライン、研修手法等の利用可能性を確認し、内容の重複を避け必要な改善・補完を行う。

優先インフラ事業の検討に当たっては、対象地区に関連する既存データ、都

[7] 実施主体、指導者の確保・育成、教材の更新、実施費用、関係機関の役割分担及び実施結果を踏まえた継続的な改善を含む方法をプロポーザルで提案すること。例えば、既存の行政研修への組込み、大学等が実施する研修・教育プログラムとの連携、指導者間の教材・実践事例の共有等について、既存の仕組み、関係機関の意向及び実施条件を踏まえて適用可能性を検討する。なお、これらの例をすべて実施することを求めるものではない。

[8] 実践研修の支援、小規模な試行及び優先インフラリストの作成について、利用可能な投入（各都市約500万円、合計約1,500万円を想定）の範囲内で、役割分担、実施時期及び費用配分をプロポーザルで提案すること。その必要性、仕様、数量、費用及び運用・管理方法を示し、発注者・受注者協議の上で調達の要否を決定する。小規模な試行に必要な資材・機材等及び効果の確認に係る費用も当該投入に含め、都市別・時期別の配分は発注者と協議の上決定する。

市計画、インフラ計画及び関連事業の成果を確認し、整合を図る。関連するJICA事業、他の開発協力機関、大学及び民間部門等との連携可能性は、事業対象、検討条件及び時期を踏まえ検討する。

（7）研修相互の連動、本邦研修の活用及び組織への定着

ア．ToTと実践研修の連動及び研修の改善

受注者は、ToTで育成する指導者が、パイロット都市の実践研修の企画・指導・振り返りに関与し、その経験を次のToT及び教材の改善に反映する方法を設定する。

研修の実施記録、受講者からの意見、演習結果及び指導者による振り返り等を用いて、研修内容・方法の有効性と改善事項を確認する。

イ．本邦研修の活用

本邦研修では、行政機関における能力強化、人材育成、自己研鑽の仕組みと「TOD」、「スマートシティ」及び「都市データ管理」に関する日本の具体的な事例を学ぶことを通じて、地方中核都市の今後の開発に向けた参考となるような内容とする。

参加者の選定に当たっては、研修指導者としての役割及び帰国後の活用を考慮するとともに、女性職員の参加促進に配慮する。

ウ．研修成果の組織的な管理及び継続利用

職員の異動・離職及びPC・通信環境等の制約を踏まえ、教材、指導手順、調査様式及びデータの組織的な管理・引継ぎ方法を整える。先行プロジェクトの教材及び研修指導者を活用するとともに、実施状況を確認して必要な更新を行う。研修の継続に必要な人員、予算、機材及びモニタリング体制をMoUIの研修計画に反映できるよう支援する。

（8）事業モニタリング

日常的な事業モニタリングには、定期的に報告・協議すべき共通の確認項目を定めた任意の様式を用いる。確認項目には、活動の実施状況、成果の発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項並びに事業の進捗及び成果に正又は負の影響を及ぼす外部要素等を含める。

受注者はその結果を踏まえ、6か月に1度を目途に、第5条に定める半期報告・レビュー報告書を発注者指定の様式により作成し、主管部及び在外拠点に提出する。当該報告書は、別紙3に定めるモニタリングのための報告書として取り扱

う。提出後、進捗・達成状況を確認し、必要な対応を検討する。その後、在外拠点からC/Pにフィードバックを行う。

（9）使用言語

C/Pとの間で取り交わす書類の言語は、英語とする。

（１０）効果的な広報

本プロジェクトの意義、活動内容及び成果について、エチオピア及び日本の国民各層並びに両国内外のドナー関係者等の適切な理解を促進するため、広報を実施する。具体的には、JICAウェブサイト上のプロジェクトページの開設及び更新に必要な原稿・写真等を作成し、発注者が行う掲載手続に協力する。研修、セミナー及びJCC等の取組について積極的に発信するとともに、C/Pのウェブサイトでも、プロジェクトの概要及び進捗等を発信する。C/Pのウェブサイトでの発信に当たっては、C/Pと掲載内容及び役割分担を確認する。

第４条　業務の内容

１．共通業務

別紙3「共通業務内容」のとおり。

２．本業務にかかる事項

（１）プロジェクトの活動に関する業務

① 成果１（MoUI、RUPI 及び州都市計画局における指導者の能力が強化される。）に関わる活動

活動1-1：研修方針、プログラム、手法及び教材を開発する。

活動1-2：指導者育成研修（ToT：Training of Trainers）が実施される。

活動1-3：育成された指導者の主導により、本プロジェクトの対象州において研修が実施される。

活動1-4：研修の評価が実施され、フィードバックが行われる。

ToTの想定規模は以下のとおり。

目的	「TOD」、「スマートシティ」及び「都市データ管理」に係る研修実施能力強化
実施回数	約3回
対象者	MoUI職員約10名、6つのRUPI及び3つの州都市計画局から各1名ずつで計19名を想定
参加者数	約19名/回

開催期間	約10日/回
実施場所	アディスアベバ市内とし、第3条2（3）イに基づき決定する。
実施形態	対面開催を基本とし、必要な事前準備・継続支援について遠隔手段の活用を検討する。

② 成果２（パイロット都市の行政官等による都市開発の実施能力が強化される。）に関わる活動

活動2-1：対象都市の中からパイロット都市が選定される。

活動2-2：都市課題に資する、実践的な研修及び演習のための研修教材が開発され、手法が検討される。

活動2-3[9]：パイロット都市において、実践的な研修[10]及び演習が実施される。

活動2-4：都市課題に沿った優先インフラ計画（機材含む）が作成される。

＊ 今後のインフラ整備に向けた優先インフラリストを別途作成する。

活動2-5：パイロット都市での成果を他都市へ普及するための経験共有セミナーが開催される。

経験共有セミナーの想定規模は以下のとおり。

目的	パイロット都市における実践研修の実施手法や成果を整理・共有し、他都市においても同様の研修を自ら企画・実施するための参考となるもの
実施回数	1回
対象者	MoUI、対象9州の6つのRUPI及び3つの州都市計画局並びに対象9都市の関係者
参加者数	最大40名
開催期間	3日間
実施場所	アディスアベバ市内（暫定的想定）
実施形態	対面開催を基本とする。必要な事前準備は、遠隔手段の活用を検討する。

[9] 活動2-3では研修の一環として小規模な試行を行い、その成果・効果を取りまとめる。

[10] 3つのパイロット都市における実践研修は、第3条2.（4）及び(6)を踏まえ、具体的な実施方法をプロポーザルで提案すること。

③ 成果３（MoUI の 3 ヶ年研修計画に資する研修プログラムが改定される。）に関わる活動

活動3-1：現行のMoUIの3ヶ年研修計画が見直される。

活動3-2：2029 年からのMoUIの3ヶ年研修計画に対して提言が行われる。

（２）本邦研修

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修を実施する。

本邦研修実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	行政機関における能力強化、人材育成、自己研鑽の仕組みと「TOD」、「スマートシティ」及び「都市データ管理」に関する日本の具体的な事例を学ぶことを通じて、地方中核都市の今後の開発に向けた知見を得る。詳細は第3条2.（7）による。
実施回数	1回
対象者	MoUI並びに対象9州の6つのRUPI及び3つの州都市計画局の職員（ToTで育成する研修指導者を対象とする予定。）
参加者数	約12名
研修日数	約14日（渡航日を含む）

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とす

る。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。

- データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第５条　報告書等

１．報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	－
ワーク・プラン	業務開始から1カ月以内	英語 日本語	電子データ	－
半期報告・レビュー報告書	案件開始から6カ月ごと	英語 日本語	電子データ	－
業務進捗報告書	業務開始から12カ月目及び24カ月目	英語 日本語	電子データ	－
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	3部
			CD-R	3部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	10部
			CD-R	3部
		日本語	製本	3部
			CD-R	3部

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。

- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第６条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② プロジェクト実施の基本方針
③ プロジェクト実施の具体的方法
④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
⑥ 業務フローチャート
⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
⑧ 要員計画
⑨ 先方実施機関便宜供与事項
⑩ その他必要事項

（３）半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）業務完了報告書及び業務進捗報告書

① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
④ プロジェクト目標の達成度
⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

(ア)PDM（最新版、変遷経緯）
(イ)業務フローチャート
(ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
(エ)人員計画（最終版）

(オ)研修員受入れ実績
(カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
(キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
(ク)合同調整委員会議事録等
(ケ)その他活動実績

（５）事業完了報告書
発注者指定の様式に基づき作成する。

２．技術協力作成資料
本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。
（１）研修プログラム・教材・指導資料（成果 1 及び成果 2）
（２）パイロット都市での実践研修の資料及び小規模な試行の成果・結果のとりまとめ（成果 2）
（３）優先インフラリスト（成果 2）
（４）事業概要案等（第 3 条 2（4）カに基づき作成した場合）（成果 2）
（５）経験共有セミナー資料（成果 2）
（６）MoUI の研修プログラム改定案及び次期 3 か年研修計画への提言（成果 3）

３．コンサルタント業務従事月報
業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。
（１）今月の進捗、来月の計画、当面の課題
（２）今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
（３）詳細活動計画（WBS 等の活用）
（４）活動に関する写真

第６条　再委託
本業務の成果2に係る簡易調査、実践研修の技術的な支援並びに小規模な試行の準備・実施・検証の支援について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。
再委託は、実施機関側が主導する第2回の実践研修及び小規模な試行に対する技

術的な支援並びに必要な簡易調査を主な対象とする。具体的な作業内容及び規模は発注者と協議のうえ決定する。

なお、再委託に当たっての指導・管理、品質確認及びC/Pへの技術移転に係る受注者の責任は、第3条2.（6）に定めるとおりである。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	各種調査・支援業務	・既存データの収集・整理 ・対象を絞った現地踏査・計測、聞き取り及び交通状況等の簡易調査等 ・実践研修に用いる資料の準備、演習への助言及び成果の整理 ・小規模な試行の準備・実施及び成果・効果の確認に係る支援	一式	定額計上

第７条　機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	ノートPC	受講者用	30台（10台×3都市）	供与機材／事	本見積
2	デスクトップPC	指導者用	3台（1台×3都市）	供与機材／	本見積

第８条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1

案件概要表

1．案件名（国名）

国　名： エチオピア連邦民主共和国（エチオピア）
案件名：（和）都市計画開発および都市化のための能力開発プロジェクト
（英）Project for Capacity Building in Urban Planning and Urbanization

2．事業の背景と必要性

（１）当該国における都市セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

エチオピアは、アフリカ大陸第2位となる1億3,550万人（国連人口基金「世界人口白書」、2024年）の人口を擁し、名目国内総生産（GDP）は約1,637億ドル（世界銀行、2023年）と大陸第6位の規模を有している。同国では継続的な人口増加に加え、年間約5%（世界銀行「世界開発指標」都市人口増加率、2023年）のペースで都市化が進行しており、急速な都市膨張への対応が迫られている。とりわけ首都アディスアベバへの一極集中は著しく、同市の人口が約600万人に達する一方で、地方中核都市であるジジガは48万人、ゴンダールは47万人（エチオピア統計局（ESS）人口推計、2023年）にとどまるなど、首都が地方中核都市の10倍以上もの人口規模を抱える状況となっている。10か年開発計画（Ten Years Development Plan）（2021-2030）では、優先分野として持続可能な都市開発が打ち出され、バランスの取れた分散型都市化システムの計画と実施が謳われている。このことから、首都一極集中を是正するため、地方中核都市[11]の開発促進・開発管理が急務となっている。

JICAは2021年から2024年まで技術協力プロジェクト「都市計画・管理能力強化プロジェクト」を実施し、同プロジェクトでは、地方中核都市の都市計画策定のためのマニュアルやガイドラインの整備や研修実施を行う責任を有する都市・インフラ省（MoUI）や、地方中核都市の計画策定に係る技術支援を行う州都市計画機構（RUPI）の専門的な能力不足を背景に、MoUIとRUPIの地方中核都市への都市計画・開発管理に係る研修実施能力強化を目的として、地方中核都市向けの研修に係る中期計画の策定、研修メカニズムの構築（研修プログラム・マニュアル・ガイドライン・教材開発）、指導者養成プログラム（ToT）の実施、指導者による5つの地方中核都市への研修が実施された。

同プロジェクトの終了後も、MoUI主導のもと、策定された教材等を活用した地方中核都市向けの研修が継続されている。現在では、全国24の地方中核都市のうち、プロジェクト対象であった5都市以外へも展開され、研修の面的な拡大が図られている。また、エチオピア北部における紛争や南部における新設都市の設立、国家レベルで進められている都市交通回廊（コリドー）のインフラ整備、さらにはウガンダや南スーダンなどの内陸国からアディスアベバを通り、ジブチに繋がるDESSU回廊や、ケニアに繋がるLAPSSET回廊などの広域経済回廊や、アディスアベバの新空港開発など周辺国との連結性強化に資する大規模開発が本格化され、同国内の物流・交通事情にも大きな変化が見込まれるなど、同国を取り巻く状況は急速に変化している。このような急激な社会情勢の変化を背景に、現在では公共交通志向型開発（TOD）やスマートシテ

[11] 地方中核都市：エチオピアにおいて、法令による地方中核都市の明確な定義がないことから、「都市計画・管理能力強化プロジェクト」において、選定基準を設け定義を行った。

ィといった新たなテーマの理解・導入促進に加え、より実践的な研修内容へのアップデートが求められている。
　こうした背景から今般、地方中核都市の都市計画・開発管理に係るMoUI、RUPI、州都市計画局の研修実施能力強化を目的とした要請が寄せられた。本事業は、全国24の地方中核都市のうち、先行プロジェクトで対象とならなかった残る19の地方中核都市のうち9都市を対象に、①地方中核都市向けに研修を行うMoUI、RUPI、及び州都市計画局の研修指導者の能力強化、及び②9都市のうち、複数のパイロット都市の都市計画に携わる行政官等への実践的な研修実施、そして③MoUIの地方中核都市を対象とした今後3年の研修計画の改善に向けた研修プログラムを改定することで、MoUI、RUPI、州都市局の地方中核都市に対する都市計画・開発管理に係る研修実施能力と実施体制を強化し、地方中核都市職員の都市計画策定及び管理能力の向上によって、地方中核都市の都市計画策定および計画実装の促進を狙いとするものである。

（２） 当該国に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ
　我が国政府の「対エチオピア連邦民主共和国 国別開発協力方針（2017年4月）」及び「事業展開計画（2022年4月）」では、重点分野（中目標）の「（3）インフラ開発」の中で、経済成長の下支えとなるインフラ整備において、マネジメント能力の強化が重要であると明記されており、都市のインフラ改善にかかる支援を実施することが「運輸交通・都市インフラ開発プログラム」として記載されている。本事業は、同プログラム及び重点分野の達成に資するものである。
　JICA国別分析ペーパー（JCAP）（2025年3月）においても、主要開発課題の都市計画において、「都市問題を解決するための計画づくりと、施策実行のための関係省庁の能力強化が必要。」と記載があり、本事業はJICAのエチオピアに対する協力方針にも合致している。その成果は、SDGsゴール9「強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」、ゴール11「包括的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」及びゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」に貢献すると考えられる。
　また、JICAグローバルアジェンダ「都市・地域開発」におけるクラスター戦略「まちづくり」にも合致するものである。

（３）他の援助機関の対応
　世界銀行は、2018年から2020年にかけて「Urban Institutional and Infrastructure Development Program（UIIDP）」を実施し、全国の地方自治体に対し、道路や給排水などのインフラ整備資金を提供するとともに、それを自主的に維持管理・計画するための「自治体の財務・管理能力の構築」を支援した。国連人間居住計画（UN-HABITAT）は、「Country Program（2016-2020）」の下、都市・地域計画、都市強靭化、住宅・都市分野の基礎サービス、都市課題のモニタリングと調査を含め、エチオピアの国家開発計画である「成長と変革計画II（Growth and Transformation Plan II :GTPII）」の都市化対応を支援した。また、ドイツ国際協力公社（GIZ）は、2019年から2021年にかけて「Participatory Land Use Planning」を実施し、参加型かつ統合的な土地利用計画の原則や基準、手法の導入を促進することで、エチオピア連邦・地域・地方政府における同計画の策定および実施能力の向上に貢献した。さらに、国際連携パートナーシップ組織であるCities Allianceは、「Urban Expansion Planningフェーズ1

（2013-2016）」において、向こう30年の予測に基づき幹線道路網と公共オープンスペースの開発を計画し、事前に土地を確保するなど、地方中核都市における秩序ある都市化に向けて18都市（内、デブレ・ビルハン、メケレ、ワライタ・ソド、ホサエナは本事業の対象地域と重複）を対象に自治体の能力向上を実施済みである。現在はフェーズ2（2023-2026）として、Urban Expansion Planningを国家政策に組み込むための制度改善と引き続き人材育成を行っている。

本事業実施時には、上記のドナーと都市計画の手法・知見や開発協力戦略の共有、今後の連携可能性に向けた意見交換などを通じて、相互に必要な調整及び連携を行う。

3．事業概要

（1）事業目的

本事業は、対象都市において、地方中核都市向けに研修を行うMoUI、RUPI、及び州都市計画局の研修指導者の能力強化、及び9都市のうち、複数のパイロット都市の都市計画に携わる行政官等への実践的な研修実施とMoUIの地方中核都市を対象とした3ヶ年の研修計画の改善に向けた研修プログラムを改定することにより、都市開発に関する研修を実施するための、MoUI、RUPI、州都市計画局、及び対象都市の行政官等の能力強化を図り、もって地方中核都市において都市計画が策定され、都市化の管理に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

アディスアベバ、9つの地方中核都市（デブレ・ビルハン、メケレ、セメラ、ワライタ・ソド、ボンガ、ホサエナ、ガンベラ、アソサ、ジジガ）とそれが位置する9つの州（アムハラ州、ティグレ州、アファール州、南エチオピア州、南西エチオピア州、中部エチオピア州、ガンベラ州、ベニシャングル・グムズ州、ソマリ州）

なお、指導者育成研修は暫定的にアディスアベバで開催する予定だが、コストや快適性を考慮し、柔軟に検討する。また、パイロット都市については、対象9都市の中から3都市を選定する。

（3）本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

・MoUI、RUPI、及び州都市計画局の指導者育成研修の対象となる行政官等
・対象となるパイロット都市の行政官等
・対象都市9都市の行政官等

最終受益者：

・本技術協力プロジェクトにより実施されるトレーニングの結果､改善する各種(公共）サービス（都市計画、都市インフラサービス）の利用者

（4）総事業費（日本側）

約2.5億円

（5）事業実施期間

2027年1月～2029年12月（計36カ月）

（6）事業実施体制

都市･インフラ省都市計画･都市化局(Urban Planning and Urbanization, MoUI)、

州都市計画機構（RUPI）、州都市計画局

（7）投入（インプット）

1）日本側

① 専門家派遣（合計約 31P/M）：

（ア）業務主任／都市計画・開発管理／研修計画

（イ）公共交通志向型開発（TOD）

（ウ）都市データ管理／スマートシティ

（エ）インフラ開発

（オ）組織強化／業務調整

② 研修員受け入れ：都市・地域開発（TOD／スマートシティ／都市データ管理）

③ 機材供与：PC、ソフトウェア、複合機等

④ 本プロジェクトの研修に係るカウンターパートの旅費、宿泊費及び日当

2）エチオピア国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

（8）他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1）我が国の援助活動

JICAが実施する有償資金協力事業「エチオピア総合運輸プログラム（フェーズ1）におけるジンマ-チダ間及びソド-サウラ間道路改良計画」（2020-）では、南西部のジンマ－チダ間に加え、南部地域のソド－サウラ間において、既存の未舗装道路を全天候型のアスファルト舗装に改良し、橋梁等を整備中である。これにより、急峻な地形や雨季の影響を受けやすい地域の広域的な輸送ルートを確保し、移動時間の大幅な短縮を図っている。本事業が対象とする地方中核都市の一つであるワライタ・ソド市は、同区間の起点に位置する。同市がパイロット都市として選ばれ、具体的な優先インフラリストの策定等を支援する際には、先行する当該道路改良事業との整合性を確保する。

2）他の開発協力機関等の活動

Cities Allianceは「Urban Expansion Planning（フェーズ1及びフェーズ2）」にて、エチオピア国内の地方都市の行政官等を対象に、都市計画手法や土地の確保等に係る技術協力を実施中であることから、本事業の研修プログラムの改訂等を行う際には、同機関が実施する内容との間に矛盾や重複が生じないよう、予め十分な情報交換や協議を行い進める。

さらに、その他の援助機関による先行支援の成果を積極的に活用・補完することも期待される。具体的には、世界銀行の「Urban Institutional and Infrastructure Development Program（UIIDP）」を通じて強化された地方都市の財務・管理能力をベースラインとして活用し本事業では重複を避けつつ、より高度な実務教材へと発展させる。また、UN-HABITATの「Country Program」によるキャパシティアセスメントや都市課題分析の結果を、本事業の研修プログラムや教材作成時のレベル設定や、各都市に応じたケーススタディの基礎資料として組み込む等、各機関の知見を講義内容や教材に具体的に落とし込むことで、既存支援との相乗効果を出す。

（9）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

カテゴリ分類C

カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2） 横断的事項

エチオピアは、パリ協定に基づく「更新版の自国が決定する貢献（NDC）報告書（2021年）」において、「2030年までに温室効果ガスを68.8%削減する（条件付き目標）」という目標を掲げている。本事業で実施する地方中核都市向けの研修は、対象地域におけるTOD（公共交通指向型開発）やスマートシティの導入、ならびに気候変動に強靭で持続可能な都市開発を促進するものである。これにより、同国の気候変動に対する緩和策（排出削減）および適応策（強靭化）を後押しし、上記のNDC目標達成に貢献する。

3） ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容/分類理由＞

エチオピア政府が掲げる「10カ年開発計画（Ten Years Development Plan）」では、公的機関の指導的地位に占める女性の割合を36%に引き上げることが目標とされている。詳細計画調査によると、先行プロジェクトにおけるToT研修を修了した職員のうち、女性職員の割合は約30%であった。しかし、この数値は依然として当該目標には達しておらず、女性の参加が十分ではないため、都市計画プロセスにおける女性の参画をさらに促進し、女性の視点を反映した包摂的な計画を強化することの重要性について、先方政府と確認した。このような課題に対し、本事業ではToT含む研修への女性行政官の参加を拡大するため、女性研修参加者の時間、期間、会場などのニーズを特定し、それらに合致するよう研修を実施する。この活動を、PDM成果1、成果2の指標において、女性の研修参加率の指標で確認する。

（10）その他特記事項

特になし

4．事業の枠組み

（1）上位目標：

地方中核都市において都市計画が策定され、都市化が管理される。

指標及び目標値：

1）対象9都市において、都市開発に関する計画が策定される。

2）選ばれたパイロット3都市において、都市開発に資するプロジェクトの調査等が実施される。

（2）プロジェクト目標：

都市開発に関する研修を実施するための、都市・インフラ省（MoUI）、州都市計画機構（RUPI）、州都市計画局、及び対象都市の行政官等の能力が強化される。

指標及び目標値：

カウンターパートが（3）に示す本プロジェクトの成果を利用し、研修を実施する

ことができる。

（３）成果：
成果１：MoUI、RUPI、及び州都市計画局における指導者の能力が強化される。
成果２：パイロット都市の行政官等による都市開発の実施能力が強化される。
成果３：MoUIの3ヶ年研修計画に資する研修プログラムが改定される。

（４）主な活動：
（成果１を達成するための活動）
1-1 研修方針、プログラム、手法、及び教材が開発される。
1-2 指導者育成研修（ToT：Training of Trainers）が実施される。
1-3 育成された指導者の主導により、本プロジェクトの対象州において研修が実施される。
1-4 研修の評価が実施され、フィードバックが行われる。
（成果２を達成するための活動）
2-1 対象都市の中からパイロット都市が選定される。
2-2 都市課題に資する、実践的な研修及び演習のための研修教材が開発され、手法が検討される。
2-3 パイロット都市において、実践的な研修及び演習が実施される。
2-4 都市課題に沿った優先インフラ計画（機材含む）が作成される。
2-5 パイロット都市での成果を他都市へ普及するための経験共有セミナーが開催される。
（成果３を達成するための活動）
3-1 現行の MoUI の 3 ヶ年研修計画が見直される。
3-2 2029 年からの MoUI の 3 ヶ年研修計画に対して提言が行われる。

５．前提条件・外部条件

（１） 前提条件
・特になし。
（２） 外部条件
・プロジェクトに関係する組織の大きな組織改編が起きない。
・プロジェクト活動地域の治安が保たれ、極度に悪化しない。

６．過去の類似案件の教訓と本事業への適用

「都市計画・都市管理能力強化プロジェクト（2021年～2024年）」では、急速な人口増加と都市化の課題を抱えるエチオピア国の地方中核都市を支援するため、MoUIおよびRUPIの職員を指導者として育成し、彼らが地方中核都市の自治体職員や専門家へ能力開発研修を実施するメカニズムと教材を構築した。その際、単なる座学に留まらず、地方中核都市でのOJT等を組み込むことで、現場での実践的な指導も行った。その結果、プロジェクト終了後も育成された指導者が主導して研修が全州へと面的に拡大し、成果が広く活用された。このように、プロジェクト終了後も成果が定着・拡大し、国全体の都市開発促進に繋がるよう、地方中核都市での実践的な研修形態が効果的であるという教訓を、本件においても活用する。

以　上

別紙2

共通留意事項

1．必須項目

（1）討議議事録（R/D）に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録（R/D）に基づき実施する。

（2）C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

（3）プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM（Project Design Matrix）、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

（4）開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に努める。

（5）他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（6）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

別紙3

共通業務内容

1．業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第２期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2．合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCC は、1 年に 1 度以上の頻度で、（R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3．成果指標のモニタリング及びモニタリングのための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1 年に 1 回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4．広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5．業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：都市計画に係る業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙4 プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

① 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】対象国及び類似地域：エチオピア及び全開発途上国地域

② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

「第２章 特記仕様書案」を参照し、求められている業務の工程を確認してくだ

さい。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途　約　31.56　人月

本邦研修に関する業務人月1.90を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

２）渡航回数の目途　延べ35回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 各種調査・支援業務

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- 要請書
- R/D
- 事前評価表
- 詳細計画策定調査報告書

＊なお同報告書及び付属資料は非公開版につき、利用後の破棄等の確認及び同意書の提出を頂ける場合に限り配布いたしますので、希望する場合は、別途、社会基盤部都市・地域開発グループ（imgge@jica.go.jp）までお問合せください。

２）公開資料

- 「都市計画・都市管理能力強化プロジェクト」に係る報告資料
  - 事業完了報告書（英語版）：12386769.pdf
  - 事業完了報告書（和文要約版）：12386751.pdf
  - Appendix：12386777_01.pdf
    12386777_02.pdf
    12386777_03.pdf
    12386777_04.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	

1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（1）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場

合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合:超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】206,221,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ **本見積が上限額を超えた場合は失格となります。**

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２） 上限額を超える別提案に関する経費

３） 定額計上が指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について

■ 本案件は定額計上があります（22,141,000 円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載くださ

い。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	各種調査･支援業務	第２章　特記仕様書案　第３条．２．（６）簡易調査の範囲の設定、現地リソース及び関連事業の活用	15,000,000円	ローカルコンサルタントの活用費用	再委託
2	本邦研修にかかる経費	第２章　特記仕様書案　第４条．２．（２）本邦研修	7,141,000円	報酬（事前業務（3号　0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,059千円）	報酬 国内業務費

（５）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（６）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算す

る場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙4：プロポーザル評価配点表

別紙4

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**	
（１）類似業務の経験	6	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	（4）	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**（70）**	
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
（２）要員計画／作業計画等	（10）	
ア）要員計画	5	
イ）作業計画	5	
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**（20）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**（－）**	**（8）**
ア）類似業務等の経験	－	4
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	1
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**（－）**	**（4）**